

とともいまの十カ年計画では、十カ年計画そのものに問題があるばかりでなく、十カ年計画をさらに伸ばして残りの二割、それから筑後川は別として、筑後川と結ぶクリークなりあるいはため池等に対する予防対策を講じなければならぬのではないか、こう私は思います。あの地域では、局長さん御承知かと思いますが、こういうことがある、戦争前のことです。久留米市の北のほうに宮の陣という村がございます。そこにお宮がございます。お宮の横にクリークがございます。そのクリークを小学校の生徒が渡るのです。お祭のときに渡ると徴兵検査にとられない、こういう伝説があるのです。そういうことかと言いますと、当時はわからなかったのですけれども、渡りますと宮入員が住んでおって日本住血吸虫病にやられる、そしてからだの發育が悪いので徴兵検査にとられないのだ、こういうことですね。そういう事情もあるほど深刻な問題なんです、せつかくこまでやつきた、残りの事業はどうするかという問題がございますが、こういう点についてどうお考えなのかお尋ねします。

○若松政府委員 お話のように、私も当初考えました条件と、かなり条件が違ってきたようでございます。私も最初は当初はこまでもあぜというものを対象にいたしまして、あぜをコンクリート化するべきだということが基本でございましたが、その後お話のように特に筑後川みたいな大きな河川の流域になりますと、川とたんばを結ぶクリークというものが出てまいりまして、それがほとんど河川改修に相応するようなものが出てまいったわけ

でございます。私どもの最初の考え方は、せいぜい一メートル程度の幅のものと、いうふうな考えて計画してまいったわけでございます。事実また富士川の流域、あるいは広島県の片山地方というものは大体川の上流でございまして、そのようなことで大体満足できたわけでございますが、筑後川の下流だけはお話のように若干事情が変わっております。そのために最近はかなり大きな幅のものもこの対象に取り入れようということで、従来、初めは単価を均一にしておりましたけれども、これを十段階ぐらいに分けてまして、大きいのは四メートル幅ぐらいのところまでもやれるように、現在では実施しております。しかしきわめて大きなクリークというものと、河川というところになりますと、はたして住血吸虫病対策の溝渠であるのか河川改修であるのか、その辺のところも最後にはむずかしい問題が残つてまいるのではないかと私も心配いたしております。

なお、三年間を残すのみで、なお半分以下の進捗率であるということについては私どもも十分考慮いたしまして、万一この三カ年で工事が完成できない場合には、やはり何らかの措置を講じなければならぬであらうというところは考えております。

○細谷委員 これは後ほど自治省にお尋ねしたい点でございますけれども、先ほど局長さんのお話では、いままでの七年間を見ると地方財政の負担能力、こういう問題があつて、七年間やつたけれどもわずか四八%しか進んでおらぬ。その四八%というのは縦横一メートル以下の溝渠だけの八割しか見ておらぬ。残りの二割というものは

残つておるわけですね。さらに筑後川の河川改修は、これは根本的なことをやつておりますから、それはそれでつこうです。護岸がびしゃつといておりましてから宮入員が生息できなくなるでしよう。問題は今度は筑後川と小さな縦横一メートルの——いまだんぜん大きくしたと言つておりますけれども、その間にクリーク、それから池沼のようなそういう地帯がございます。そこにお宮入員が住んでおるのです。そういう対策をどうするかという問題でございます。問題は二つ、いままでの事業対象をどう消化するかという問題と事業対象になつておらない二割の問題、それと河川との間を結ぶクリークや沼沢地をどうするか、この問題についてどうお考えになりますか、ひとつ具体的に聞かせ願ひたい。

○若松政府委員 二割の残存部分があるとおっしゃいますけれども、それは確かでございます。これは当初計画いたしましたのが十年前でございまして、その当時の経済成長の問題や、あるいは農地の宅地化という問題、都市化という問題、農地改良の問題あるいは河川改修の問題というように、ある程度はものは従来のような形で、ある程度は温存されないうらう、形が変わつていくであらう。そのために必要になる分があるのじやないかというように、それらの点が今度進捗いたしました状況においてどうし

ても必要があるというところであれば、再検討を加えなければならぬであらうと考えております。

○細谷委員 あるいは局長さんは現地の御承知ないかもしれないけれども、

たとえば筑後川をはさんで福岡県側、あるいは佐賀県側、しきりにいま宅地化されております。しかしこの宮入員の生息地というものはそう従来と変わつておりません。かりにその残りの二割というものが若干減つていくにいたしましても、この問題はどうしても現実的に解決しなければならぬと同時に、十カ年計画で立てられたと同じく、十カ年計画では佐賀県の場合は約四億円、こういうことなんです。福岡県はもうございまして、そうするとそういうクリークというのは工事が大きくなりますから、今度は相当単価が高くなります。そうしますと金額的にもいままでの十年計画と同等かあるいはそれ以上の金額が必要ではないか、こう思います。二十八年の大水害、その後の水害に、この宮入員の生息地域が広がつておる、いわゆる吸虫病の流行地域が広がつておるというのが現実です。この際徹底的にやらなければならぬと思ふのですがどうも局長さんのおこぼれはきちんとして御方針をおつしやらないので、重ねてお尋ねします。これはやはり根本的に、抜本的に予防を講じなければならぬ問題だろふと思ふのです。いかがです。

○若松政府委員 お話のように、現在なお不十分な点があることは承知いたしておりますが、何分にも当初から私も農地改良とか、あるいは治水問題というように考え方は全然考慮に入つておりませんでして、きわめて少な、普通に農業をやる場合にたんばへ泰足で入つていく、そのたんばに直接関連しているあぜ道、みぞといううなところだけを考慮に入れておつた

わけでありまして。この結果、さらにこういう河川改修といううな形のものになつてまいりますと、はたして寄生虫予防法だけでやるべき性質のものなのか、あるいは土木関係の事業として考慮するべきか、そこらのところはまだ疑問が残るとは思つておるわけでありまして。

○細谷委員 筑後川の問題に関する要改修延長は、七千九百メートルあるそうなんです。それから県費支弁の河川が四万一千五百メートルあるそうなんです。これは全く対象になっていないのです。そのほかに県費支弁の河川でないクリークがあるのです。これはもう工事としてはたいへんなことなんです。しかしどうしてもこれをやらなければならぬ。宮入博士がこれを発見したのも、いまおつしやつた縦横一メートルで足るようなそういう水路ではなくて、クリークの草むらから発見しておるわけですね。そういう点からいって、むしろ敵は本能寺、その根源をやらなければ中途はんばになるのじやないか、これは河川の問題だとい

いますけれども、たとえばクリークだつて耕地整備や土地改良とか何かわれる問題です。あえて風土病といわれているこの問題に厚生省が取り組むわけですから、積極的にこの問題の根本的な対策はやはりやり遂げなければならぬ課題だと思ひますが、いかがですか。

○若松政府委員 先ほど来いろいろお話を承りましたように、この十カ年計画にはなお現在かなり問題を含んでおります。期間の問題もそうでございますし、対象をどこまで限定するかという問題もございまして、また財政上

の措置をどうするかという問題もござ
いますので、おそろくこの三カ年間で
完全に満足すべき状態に到達すること
は不可能だと思われまして、あと三
カ年間に控えて、新たな検討をなさ
すべき段階にあるものと私どもも考
えております。

○細谷委員 新たに検討をなすとい
うことでありますが、さらにその法を改
正しまして、新たにまた十カ年をやら
なければならぬ事態にございますか
ら、検討し直すということでありま
す。済まないのですからやらなければ
いかぬ、しかもなかなか事業は進まぬ
という現状でありますから、あらため
てまた十カ年計画を、実情に即するよ
うな計画を立てる決意がございま
すか、お聞きします。

○若松政府委員 私どもも十分実情を
よく検討の上で、新たな計画を立てて
みたいと考えております。

○細谷委員 ぜひそうしてもらいたい
と思います。いま私が申し上げたよう
に、二割の問題については、宅地化等
の問題がございまして、その実情
もかみ合わせまして、そしていま申
上げましたような県費支弁の河川、そ
れ以外のクリーク、池、そういう問題
がやはり重要な問題で、これに予防対
策を講じない限りは、この日本住血吸
虫病といういわば一種の風土病とい
われるものは根絶できないと思われ
ます。ぜひそうしていただきたい、こ
う思います。

次に御質問いたしたい点は、三十九
年度の地方病の予防費の国の補助金を
見ますと、予防費としては五百七十万
円、昨年の六百二十四万九千円に比べ
ますと減っております。ところで、事

業費である地方病予防施設費補助とい
うのは一億三千二百五十万と、昨年
の八千五百万と比べますとかなり大幅
にふえております。そこで御尋ねいた
したい点は、この一億三千百万円とい
うのは全部日本住血吸虫病の補助であ
るか、その他の寄生虫予防関係の施設
費補助も含めてあるのか、お尋ねしま
す。

○若松政府委員 一億三千百万円は、
みその改修のためだけの補助金でござ
います。

○細谷委員 あと三カ年で五〇%以上
を消化するということで、補助金とい
うのは非常に大幅にふえたことはけ
っこうでございますけれども、これには
二倍の負担金が地方に起こってくるわ
けなんです。これについて具体的に
に、先ほどのことばでは、自治省は
起債なり交付税で、こういうお考えで
あったようでありまして、具体的に
どういうことで自治省との間に煮詰
まっておりますのか、お聞きいたします。

○若松政府委員 本年度の予算が大体
内定いたしました直後に、直ちにこの
問題について自治省の財政局長のほう
にお願いたしました。起債の裏づけ
並びに特別交付税交付金等の裏づけを
していただくようお願いをいたして
あります。

○細谷委員 お尋ねいたしますが、こ
れについては法の形は三分の二が県費
で支弁する、あとの三分の一額を国で
見てやる、こういう形になっておるよ
うであります。いづれにしても三分の
一が国、三分の一が県、三分の一が市
町村、こういう形になっております。
そうしますと、端的に申し上げます
と、県は一億三千百万円、事業費単価

等一〇〇%見たとして一億三千百万
円、零細な市町村が一億三千百万円と
いう金を負担しなければならぬという
ことです。これは今日の市町村財政で
はたいへんなことですが、この補助率
をふやす御意思はございせんか。端
的に申し上げますと、厚生省の補助率
というのを見ますと、一般的には府県
の場合には二分の一、市町村の場合は
三分の一という補助率が多いのです。
府県と市町村に補助率の差をつけてい
るという問題もございまして、補助率
をふやすというお考えがございせん
かどうか。またいまの二分の一と三分
の一と差をつけてあることについては
どういう理由なのかお尋ねいたしま
す。

○若松政府委員 私ども、公衆衛生関
係の事業につきましては、市町村で行
なうものと、県で行なうものとござ
います。したがって県で行なう事業に
つきましては国が二分の一、県が二分
の一、折半ということが原則であり、
市町村が行なう事業につきましては、
この地方病でありまして、あるいは
伝染病の仕事でありまして、すべて
これは市町村と県と国が三分の一づ
つ負担するという方針でやっております
ので、この例だけを特別にやるとい
うことはなかなか困難であろうと思
います。従来からその御意見は出てお
りますが、遺憾ながら達成いたしてお
りませんので、今後とも容易なこと
ではなからうと存じております。

○細谷委員 重ねてでありますけれど
も、こういう問題は局部的な問題でござ
いますけれども、事は非常に重要な
んですね。いつの間にか腹がふくれ
た、いつの間にか元気がなくなった、

いつの間にか——適切なことばではあ
りませんけれども、甲種合格のような
体格にならなかつた、本来ならば七十
年の寿命があるのが、いつの間にか死
んでしまふ、こういう実態なんです
ね。こういう点で、これは部分的であ
りますけれども非常に悲惨です。そう
いうことでありますが、こういう問題
については、むしろ中心としては国の
施策という形で取り上げるべきではな
いか。したがって三分の一、三分の一、
三分の一というふうな、そういう
ことでなくて、もっと国の補助率、負
担というものを積極的に引き上げてい
くということが、この事業を推進する
ためにいいではないかと思うのです
が、補助率を引き上げる御意思がある
かどうか重ねてお尋ねいたします。

○若松政府委員 なるほど特定の地方
に局限された病状であり、また特定の
市町村にしか行なわれない事業であり
ますので、市町村に特別な配慮というこ
とも考え得るわけでございますが、何
分いろいろな事業がございまして、こ
の事業だけ特別の補助率をつくるとい
うことは結局ほかとの関係がございま
すから、一応補助率としては通常のど
おりをやつていきまして、あとの部門
でつまり裏財源といひますか、そうい
うような面ではできるだけめんどろを
見ていくのが適当ではないかと存じてお
ります。

○細谷委員 補助率は上げられないけ
れども、裏財源といわれるが、その裏
財源というものはどういふものですか。
か。

○若松政府委員 補助金以外で市町村
が負担しなければならぬものでありま
す。

○細谷委員 具体的にはどういふもの
ですか。補助金以外で市町村が負担し
なければならぬもので、どういふもの
を見ていらつしやるのですか。

○若松政府委員 これも先ほど申し上
げましたけれども、従来は私どものほう
の考慮いたしておりました事業とい
うものが、一メートル幅くらいの溝渠
を、あぜ道に相当するくらいなもの
を考慮しておりましたが、だんだん幅が
大きくなって、川になりクリークに
なってくるような状況でございま
した。私ども残念ながら単価がそれにつ
り上がつて増加したさなかつたわけ
でございます。したがって、実質的には
市町村の持ち出し分というものができ
てまいったわけでございます。それで
今年度は、できるだけそういうような
負担をさせないために、実績単価を尊
重してやつていくという方針でやろう
というのでございまして。

○細谷委員 いまのことばを返すよ
うでたいへん恐縮ですが、実績
単価でやるのがあたりまえなんです。
それを実績単価以下に見積もつて、そ
して超過負担をしるというものが、地元
としてあたりまえだという考えで対処
されるということがたいへんなことな
んです。そういう考えをぜひ改めてい
ただかないといかぬだろうと思う。そ
ういふことを裏で見てやつてい
うことばなくて、実績単価をび
しゃつと見ていただいて、それに対す
る法律が三分の一なら三分の一とい
うのを見ていただくというのが補助金
のたてまえであり、負担金のたてまえだ
らうと思う。ですから、いまのこと
ばではこれは承服できません。さらに
現実にはそれをやっていると、これは、毀

階を十幾つかにしたと言いますけれども、十カ年計画の中では、縦横一メートルということになっておりまして、それはしかも八割の計画しかないわけですから、それで手一ぱいでありまして、そんな大きなところに手がつくような財政事情でありませんし、工事の進捗状態でもないのです。ですから、実績単価に近づけるようにしておるといことだけでは困るわけで、納得できないのですが、裏とは何ですか。

○若松政府委員 そのように、申し上げましたように、私どもの当初の構想というものと現実とがずれてまいりましたために、当初の構想で予算を組んでおりましたものが、なかなか現実の進歩のほうに追いつけなかった。したがって、当初私どもが一メートル幅のものを考えておりましたときに、それが一メートル五十センチ、二メートルになって、われわれもそれを追っかけて二メートル、三メートルまで見ようとする、さらに四メートルの工事が始まったというようなことで、私どもも追っかけて追っかけてまいったのでありますけれども、遺憾ながらそれが追っつかなかったというのが、実情でございます。

○細谷委員 そこで私は局長さんにお願ひしたいことは、実績単価というものと、厚生省がおきめになる基準単価というものは、イコールでなければならぬ。そうしてそれに基づいて三分の一の負担というのが法定されておるならば、それをそっくり一〇〇%やっていたかと思うのが、補助、負担のたてまえであるかと思うのです。これをぜひ貫いていただかなければならぬと思います。実績単価以下でやるのが当

然なんだ、それを実績単価に近づけることは恵みなんだ、こういう考えはひとつぜひ排除していただきたい。しかも局長さんおっしゃる通りに、七年間やってまいった。その前にはみんな市町村の単独事業で三十一年までやっておった。相当の金をつぎ込んでおりまして、しかし幸い法律ができて、三十二年以降七カ年でやってまいりました。相当の効果をあげた。決定的な効果はあがったというのがこの七年間の実績が証明しておるのです。もう一息ですから、やはりこれは市町村が負担できるように法定されたものでやっていただきたい。しかし、それでは現実でないで、その裏で見てやるということじゃなく、そんなことばはないわけなんです。ひとなつさらに補助率等を上げていただくということが、この問題解決のために必要だというのが私の主張なんです。いかがでしょう。

○若松政府委員 計画の進捗がきわめて困難であったということも十分承知いたしておりますし、また今後三年間で完成するということの困難性もよく承知しております。したがって、できるだけ実情に合わせて将来の仕事がうまくいくように努力するという心がまえではあります。ただし、補助率引き上げの問題につきましても、これは及ぼしますところきわめて多大でございます。私単独で早急に決定できる性質のものではございませんので、この補助率問題につきましても、意見を留保させていただきます。

○細谷委員 一億三千百万程度のものは、これは三分の一ということでありまして、これが二分の一になったかというといつてたいしたものじゃないのです。私は何も日本住血吸虫病のような問題ばかり主張しておるのではございません。駆虫の問題もございまして、しかし問題が非常に大きく、しかも事業をやっておつてかなりの効果があつておりますから、これはやはり抜本的にこの問題について取り組んで解決していただきたい、こういう観点からお願ひを申し上げておるわけであつて、一億三千百万が、三分の一が二分の一になったからといって、補助率を上げたからといってどうだ。それはいいまことに、お答えできないでしょうけれども、ひっくり返るような大きな金額じゃないわけなんです。したがって、私は、先ほどの裏ということばは取り消していただいて、交付税だ、あるいは起債だという、自治省におんぶする、自治省にしりぬぐいさせるといふ考えではなくて、厚生省の主管事項としてひとつこの問題に取り組んでいただく。しかも補助金についても、補助率についても、おっしゃる通りに、地元負担が問題であつて、七カ年やつたけれども、四八%しかいっておらず、ぬという実情なんです。この点はぜひ考えていただいて、せつかくここまでできた、解決していくまでにはもう三分の一くらいは里程を歩んできているのですから、りっぱな成果をあげるように取り組んでいただきたい、補助率等もその際ぜひ考慮していただきたい、計画も引き続いて、ひとつ現状に即した第二期の計画を立てていただきたいということをお望み申し上げます。

そこで、自治省にお尋ねしたい点でございますが、一億三千百万というので、私が調べたところでは、一億三千百万では、残念ながらあと残すところ三カ年でありまして、十カ年計画を消化することができないと思うのであります。しかし、一億三千百万という負担が、農村をかかえておる貧弱な自治団体の負担として三十九年度に起ころうとしております。いまお聞きしますと、補助率を上げる決心はまだつかぬ、こういうことでございまして、自治省に交付税なり起債等の御心配をしていただいております。こういうお話でございます。自治省としても、どういうふうなこの問題に取り組んでまいったか、三十九年度は取り組もうとしておるのか、この点ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 この問題は、先ほど細谷委員からお話がございましたが、私が財政課長をいたしておりました当時、いまから約十数年ばかり前から実はあつたのであります。例をあげますと、山梨県をながめると、毎年毎年特別交付税を算定いたします場合に、風土病というものを基礎としてつけてきたのであります。十何年たつてもまだ終わっていないのかというやうな、実はふかしきな感じを持ったのであります。しかし承りますと、従来の事業の進捗がおくれておつて、今後これを飛躍的に増大をして、少しでも計画を達成できるようにやるんだ、こういうお話でもございまして、三十九年度につきましてはその地方負担部分につきましても交付税なり、あるいは起債なりというものを通じまして措置をする、こういうことをお約束をしたやうなわけでもございまして、いままでも見ていなかったかといふと、いままでも地方債の場合は補助事業の起債とし

てではございませんで、単独事業でございまして、いわば補助費ではないかもしれません。補助費を越えた超過負担分になるかもしませんが、地方債でも若干見えております。地方交付税の配分につきましては、ごく特殊の府県でございまして、この問題につきましても、相当厚く見てまいっております。しかし、もちろん完全に見てまいつておるわけではございません。将来三十九年度におきましては、さらに地方の対象市町村の財政需要というものをいけるように措置したい、かやうに考えております。

○細谷委員 この問題は非常に局地的な問題でございまして、これはどうかと思ふのです。地元の市町村もどうかという非常にやりにくい点があるんじゃないかと思ふのですが、地元の市町村にいたしましては、特別交付税等で配慮していただいておりますけれども、これは福岡県、佐賀県あるいは山梨県あるいは広島県の一部にあると、言われておるわけなんですけれども、普通交付税の単位費用等に織り込んでいたで、普通交付税の段階で見ていただくことが、事業を進めるために非常にいいんだという切なる声がございます。これについてどうお考えでございますか。

○柴田政府委員 対象団体は御指摘のやうに山梨、岡山、広島、福岡、佐賀、大分五府県の市町村でございまして、その中でも全部ではございませんが、その中の一部分、したがって特殊の団体に限られておりますので、普通交付税という御意見があるやうでござい

いますと、単位費用に入れるべき問題としましては、やや極端過ぎるのであつて、なじまない。現在、御指摘の経費の組み立ての中ではむずかしいかと思ひます。したがって、従来からも特別交付税の配分の際、そういう地域におきましては、最重要事項に取り上げて配つておるわけでございます。おそれ、お話の点は事前にその措置が明確ではないから、特別交付税がいろいろ変動するものですから、非常に財源措置としては不安だ。したがって、でき得べくば普通交付税で見てもいいということに基づく御要望だろうと思つてございまして。そのお気持ちをはわかるのでございまして、今日、単位費用の組み方、それから交付税の立て方からいいますと、むずかしいんじゃないか。的確な措置をいたしますためには、やはりそういう不安はございまして、特別交付税における算定ということがやはり一番いいんじゃないか、そういう気がいたします。

○細谷委員 この問題につきまして、最後としたいと思いますけれども、岡山県、山梨県、広島県、福岡県、佐賀県、とこういうことでありますけれども、私の聞きしところの点によりまして、先ほど公衆衛生局長さんからもお話があったように地形の違いがあるわけですね。山梨県は全県的でございますけれども、福岡県、佐賀県のようなクリク地帯がない、こういう点で計画が非常に進捗しやすい。こういう点も承つております。ところが佐賀県、福岡県になりますと有名なクリク地帯であります。そういう点で非常に工事がしにくい。そして端的に言いますと、縦横一メートルの基準のもの以外でなければおさまらない、効果が期待されないという事態が起つてきておるようでありまして、ところが山梨県等になりますと、地形上からそういうクリク地帯というものがありませんので、縦横一メートルであれば大体においてその予防施設というものは期待される。こういう地形上からくる事情の相違があるやに承つております。こういう点もよく考えていただいて計画の樹立なりその財源付与に当たっては、主管省である厚生省はむろんのこと、地方団体の財政はいままでやってきたのでもたいへんなことなんです。なきの涙でそれをやっております。そういう実情でございまして、ひとつ計画樹立の問題あるいは財政の問題についても十分に実情を勘案して、しかも効果が、実績で上がつてきておるわけですから、これにひとつ完全な対策を講ぜられるようにお願いをしたいと思います。日本住血吸虫病の問題につきましては以上で終わります。次に交付税の問題でお願いしたい点

は、交付税は府県と市町村とになるわけでございますけれども、今度の三十八年度の特別交付税の配分にあたつては、市町村重点、こういう形で配分されたようでございまして、私は昭和三十年ごろから今日までの状態を採つてトレースしてみますと、基準財政需要額、収入額、交付基準というものの指数をトレースしてみますと、どうも府県に配分の重点が置かれ過ぎて、市町村特に都市、最近合併によりまして五百五十五程度の市ができて、日本人口の五割以上を占める段階になつてまいつておるのですが、都市に對する配分が全般として立ちおくれであるのではないかと、懸念されているのではないかと気がいたしたのでございますが、これについての所見をお尋ねします。

○柴田政府委員 在来から都市の財政需要の算定につきまして輕視をしてきたものではございませんで、重要視してきたわけでございまして、重要な結果的には細谷委員御指摘のようになつておるかもしれせん。それは財政措置をいたしまして基準財政需要額を計算いたします場合に、どうしても膠着性のある経費というものを重く見ます。これは当然でございまして、その膠着性のある経費の最たるものがやはり給与費でございまして、給与費は御承知のように、府県、市町村の割合をとりますと、大体二対一の比率になつておる。給与改定が毎年行なわれてまいりますと、その給与関係の経費が膠着性の一番強い経費として見られておるわけでございまして、どうしてもそれが重くなつてくる。しかしそのひずみは、ひずみといひますか、ほかのものが非常に重要になつてきておるのに、そのみにこだわつておるわけにも参りません。漸次算定の方法の合理化を通じて市町村の基準財政需要額といひますと、財政需要額を適確につかむということに努力をしてまいつておるわけでございまして、なかなかかはかしくございせんけれども、しかしだんだんと合理化もしてまいつておる。三十九年度におきましては清掃事業等、これはおそ過ぎたきりがあるかもしれせんけれども、ともかく私どもといたしましてはそういう

う方向で努力してきたつもりでございまして。そういう意味合いから、そういう方向の市町村の財政需要額というものをやはりつかまえていかなければいけないので、ひずみではございせんけれども、いままで見足りなかつたところを早くつかまえて、ちゃんとした形に直したい、こういうように努力をしてきたわけでございまして。私どもは、今日の地方財政の状況を個体別に見てまいりますと、やはり都市の財政需要というものは、御指摘のように、非常に交付税の算定上まだ足りぬところがあるだろうと思つてございまして、財政そのものから見ますと、年々の減税で、都市の伸長性のある財源がだんだんそこなわれるといひますと、懸念があります。だんだん失なわれていく。一方、人口の増加その他行政水準の近代化等の要請から、非常に需要がふえてきておる。いま都市の財政は非常に困つておると思ふ。そういう意味合いで、三十九年度におきまして、もちろん十分ではないけれども、せんせん分ではないけれども、結果的にはどうなるか、それが、結果的にはどうなるかわかりませんけれども、やはり従来に比べますならば、市町村、しかもそれも都市の需要というものにつきましましては、相当重点が置かれるというふうに結果的にはなるだろうというふうに考えております。

○細谷委員 その点に思いをいたされたいとおることはわかりますけれども、私が調べたところによりますと、三十一年度を一〇〇としたとしますと、基準財政需要額で三十七年度の決算を見ますと、府県が二五八〇、市町村が二二七と、この

いうふうに伸びておるわけですね。これを見ますと、都市の場合が二二三で一番伸びが小さい。ところで交付基準額を見ますと、府県が三十一年度を一〇〇として二九二二になつております。都市が二六二、町村が三三〇、こういう形になつておるのです。そして超過額というのを見てみますと、府県は二二一五になつておるのです。それから都市は一五七です。町村は二四三、こういう指数になつております。このことか

らいいまして、何と申しまして府県に重点があまりにも置かれて、そして市町村、特にいろんな需要が、町村合併等によつて新市ができて、そういう田園都市といわれるところにおける交付税の見方といひますと、懸念されておつたといひます。試みに普通交付税の段階における府県と市町村の配分を見てみますと、三十一年度、府県が七に對して市町村が三です。ところが三十八年度の再計算をする前の数字を見ますと、これは府県が六・八、市町村が三・一・八とあまり変わつておりません。若干改善の方向はございすけれども、いま申し上げたような財政実情というものを指数から見て、府県に非常な重点が置かれていたことを如実に物語つておると思ふのです。いかがです。

○柴田政府委員 私は、結果的に府県に重点が置かれたようなことになつてまいつておるといふことを否定をするものではございせん。おそれ、おそれ、そういうことになつておるだろうと思つてございまして、具体的にその点をつかまえて計算をしたことはございせんけれども、大体細谷先生のご

らんになっていくことはそう事実と違っていないだろうと思います。ただ、そうやってきたことが、なぜそうだったかという、特に府県をかわいかったわけでも何でもございせん。経費を、基準財政需要額を算定した場合には、どうしても給与費というものを中心に見てきたわけでございます。つまり過去におきます地方財政の状態は、その日暮しの地方財政であったわけでございますので、何としてもせめて月給ぐらひは払えということになって、月給の計算はびちつとすること。こういう形で基準財政需要額を組んできた。それから市町村の中でも、町村が非常にふえておりますが、これは合併補正の関係だろうと私は思います。私の感じでは、町村でも、合併をいたしておりますところの町村につきましては、やはり過去において投資的経費については相当見てきたと思ひます。それから府県につきましては、膠着性のある経費である人件費がその大きな部分を占めておりますのと、一方、一般会計の地方債を昭和三十年ころから非常に交付税に振りかえてまいりました。大きな土木工事の地元負担その他のものが一般財源に振りかえられた結果、どうしても基準財政需要額がふくらんできた。こうした事情があつて御指摘のような結果になっているのだらうと思ひます。いま一番困つておりますのは、やはり新興都市、と申す語弊がございしますが、それから昔から市制をしておりますが最近非常にいろいろの財政需要に迫られて困つておられるところ、こういうところの基準財政需要額というものの見方が足りないのではないか、早い話

が清掃事業等であります。衛生関係の諸費でございます。また都市計画、道路その他の経費もどうも足らぬではないかという感じを私はつくづく持つのでございます。したがって、そういう方面の経費というものをさらに充実をしてやらぬと、最近の相次ぐ税制改正が市町村税に集中されておられますけれども、その結果、その税の弾力性が市町村についてはむしろだんだんや減つていくような傾向である。そうなりますと、やはり交付税の配分にあつても考慮してやらなければいかぬじゃないかということ、そういう心がけで実は配分の改定も行なわれて、三十九年度の基準財政需要額につきましては、そういう形で考えようと思ひました。そういうわけでございまして、なお申し忘れましたが、市町村の財政需要を見ます場合に、それではどうしてつかまへなかつたかという問題が起るかもしれません、これはやはりつかまへな方が未熟であつたということから——これは言いわけになるかもしれせんけれども、ということから、基準財政収入額の算定外に置いておきます税収入を二割、市町村は三割、この三割と置いておりましたところ、都市に比べては非常に大きな額にもなるし、都市によつては非常に小さな額である。そこに基準財政需要額に入れられていない財政需要というものと、それに見合う歳入というものに非常にアンバランスができた、それらのことが重なりまして、都市には非常につらいう結果になっておるのではなからうかというように考えております。

○細谷委員 一定のワツ、交付税率と、府県がふえていったのは給与関係の費用が固定しておるのと、投資的経費に配分が重点的に置かれたので府県に多く行つたのではないかと、こういうふうには私は見ております。試みに全国市長会が調べた三十七年の決算の数字を、三百三十六市の基準財政需要額と一般財源の投入額を見てみますと、二倍以上になっているわけですね。基準財政需要額を一〇〇としますと、投資的経費だけで二二〇ぐらいの一般財源を投入しております。そうしてその金額を見ますと、基準税率七割、残り三割というものを、全部繰ぎ足しても投資的経費だけでなくなつて、こういう現況になっております。私は、ここに問題があるのではないかと、こういうふうには思ひますが、いかがですか。

○柴田政府委員 私申し上げましたように、それが全然原因じゃないとは申し上げません。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、要するに一般会計の地方債を抑制して、これを一般財源に切りかえた。この場合に、やはり公共事業を重点的に考えざるを得ない。したがって公共事業の裏負担を重点的に考えますと、先ほど御指摘があられたことと逆の結果が出てくる。つまり県のほうに公共事業の負担がかかつていく。かてて加えて基本的な給与関係の経費が重圧になってくる。したがってそういう傾向がないとは申し上げませんけれども、それは原因の一つであつて、それが主要原因だとは私は思ひません。でございまして、何と申しませんが、やっぱり財政計画からそうでございますが、投資的経費の見方が少ないと申しますか、消費的経費、なかなか給与関係の費用を重点に置いておる。投資的経費の中では公共事業費を中心にして見ていく。単独事業というものは、どちらかといへば軽視されておる。軽視されておると言ふとさういふ感じが過ぎますが、単独事業に多くをさく余力がなかつたといふことがいえると思ひます。で、これは、やはり市町村の場合には単独事業が非常に多いと申しますので、これが十分つかめていない。そういう原因もあるかと思ひます。

○細谷委員 そこで、三十九年度の単位費用改定等の内容を見てみますと、府県の場合の新規施策あるいは算定方法の改定という形で需要額の増加、府県の場合に六百二十一億六千九百万円というものが上がつております。ところがこの新規の施策なりあるいは単位費用の改定をしたものを見ますと、一般行政費は三割なんです。投資的経費が七割を占めておるんですね。市町村のものをみてみますと、新規のものという形で単位費用の改定の重点に置かれたものが、一般行政費というものが四割、投資的経費が六割見てあります。府県の場合は七割、市町村の場合は六割というものが投資的経費の新規の改定に基づく新規の需要額の増として見られております。これを見まして、この一般行政費より投資的経費に重点を置いて配分されていることはいふまでもないと思ひます。ここにやはり現在の都市の財政窮乏の大きな原因があるのではないかと、こう私は思ひますが、いかがですか。

○柴田政府委員 昭和三十九年度の需要増加の配分につきましては、過去における事例のひずみを実は直そうとしていくわけでございます。したがって従来に比べますならば、府県と市町村の間の投資的経費の割り振りは、むしろ市町村に片寄つておる。従来から見まして行き過ぎを直していつておるわけでございます。従来におきましては御指摘のような点も一つの原因であることは私は否定いたしません。しかしながら、何と申しませんが、それは地方財政の状況上、膠着性のある経費にまず重点が置かれて、膠着性のない経費についてはどうしても付随的に取り扱われる。その結果、市町村のものにつきましては、単独事業というものを十分繰り込んでいくことができなかった。こういう結果が御指摘のようなケースになつてあらわれているのではないかと。しかし三十九年度におきましては——三十八年度も特別交付税から多少配分を変えたのでありますが、私どももいたしましては、このひずみを何とか直したいといふことで努力をいたしておるわけでございますけれども、府県と市町村の割り振りがまだ少ないじゃないかという御説かとも思ひますが、何と申しませんが公共事業が

ある程度中心になるわけでありまして、公共事業につきましてはやはり府県が大きなウェイトを占めざるを得ない。それを頭に置きながら、なお市町村の充実をはかる、実はこういう考え方をとっておるわけでありまして。考えおります投資的経費の需要額九百九十億円の増額の中で府県は四百三十七億、市町村は五百五十三億、市町村の充実を力をつくしておるつもりであります。

○細谷委員 おつしやるように、確かにこの交付税の配分構造のひずみを直そうとされておる点はわかりますけれども、そのひずみがやはり相当大きいので、三十九年度の計画にあらわれたのはひずみを直すに値しない、ノミについたノミ程度の手しかでき上がっておらぬと思うのですが、いかがですか。

○柴田政府委員 おしかりを受けて恐縮であります。私もいろいろといたしましては精一ぱいやっておるつもりでございます。ただ市町村の場合を考えますと問題が一つございまして、やはり零細な市町村になってまいりますと投資的経費の需要が大きくなつてまいりますので、そうなるまいと地方債の運用に相当期待せざるを得ません。交付税の現在の単位費用の仕組みでは償却費を繰り込むという形で考えておりますけれども、ここにも一つ問題がございまして、現実の財政運営といたしましては、やはりこの間のギャップを埋めるのは地方債の効用に待たなければならぬ。したがって、単独事業等につきましては、やはり市町村のものを中心として考えていく、こういう方法でやってまいりたいと思っております。

○細谷委員 これについてはある程度見方なりポイントの置き方について意見の違いがあるようでありまして、さらにこれ以上申し上げませんが、さらにひとつ掘り下げたところで、一、二具体的に、どうも私もどうしても納得できないような点についてお尋ねしたいと思ひます。

投資的経費の中、今度の交付税の単位費用等を見ますと、たとえば道路の延長分、これはどういふふうにして計算しておるだらうかと思つて私は調べてみました。そうしますと昭和三十九年度には道路改良費という名においてこの延長分の単位費用を出しておるのです。工事請負費として千二百七十九万九千、これは三十八年度と変わっておりません。そして収入として国庫補助が六百九十九万九千、あつておられます。そうして差し引きの五百八十九万九千というもののついでに標準団体の延長で割つて単位費用を出しております。この計算の過程を見ますと一キロメートル当たり千四百八十万円かかるのだ。ですから一平方メートル当たりは二千九百六十円。こういうふうに出ております。四・五メートルの幅員のものでやっておるかと思うと割り算は五メートルで割つておるのです。だから一年生の算術にもないような数字を持ち出して割り算を出しておる。延長を出すのに道路改良費を出しておる。そういう最後には十三円六十銭だ、こういうふうになつておるのです。この単位費用というものはなかなかわからないようにできておるわけですから、一体どういふことから

出したのか、きわめてふしぎな数字が、しかつめらしく十三円六十銭と出ておるが、どういふことなんですか。

○山本説明員 ただいま市町村分の道路の単位費用についての御質問でございますが、道路費は御承知のとおり延長と面積と二つで算定をいたしております。この面積分の算定単位において主として維持修繕費関係の測定し、延長分の測定単位において建設的な改良費を測定する、こういうやり方をやっておるわけでありまして。ただいま御指摘になりました市町村分の単位費用積算基礎の工事請負費は、おつしやいたしましたように標準団体において千二百七十九万九千という数字を使つておりますが、この際の工事単価は一キロ当たり千四百八十万円、建設省とも相談してこの単価をきめ、大体五メートルくらいは道路でこういうふうなものだという話で、千メートルかける五メートルの五千平米でこういう単価だということでは一平米当たりの単価を出したわけでありまして。そういうことにいたしましたので、あとは市町村分の場合には国庫補助金というものは実際として少ないものだから、だんだんと国庫補助金を実態に合わせるように、こゝにしまして単位費用の増額をはかる、こういうふうなことをとつたわけでありまして。実際申し上げました、道路費関係は、大体政府のきめた五カ年計画の地方負担額を基礎にして、この絶対の地方負担額がその年度の財政需要額の中に算入されるように、県市町村に割り振つておるわけでありまして。こゝにいうかっこうにいたしておりますが、先生御指摘のとおり逆算的といへば逆算的なのか、こゝの部分について

ではなつていふような点もないわけではございません。この点は、他の消費的経費のように給与費から何か積み上げるというふうなものとは、いささか趣を異にしているわけでございます。

○細谷委員 まあそんなものだらうと思つたのですが、端的に言いますと、この基礎の計算も何かしら逆算して、十三円六十銭というのを先に出しておいてあとで数字をくつつけた。大体市町村の問題で、道路の延長分に六百九十九万という国庫補助を一律に見ると、このこと自体がおかしい。その上に四十三万二千六百メートルという延長の道路に、一年間にたつた四千三百二十四平米の道路の改良をやりなさい、一キロにも及ばない延長、その単価は二千九百六十円、平方メートルという数字を並べられて、これを哲学者の意思のようなことで市町村に示されたら、まったくものじゃないと思つた。むしろ逆算してこういうふうに出ましたというのでは、これはおかしいと思つた。私にはこれを見ても、この単位費用というものはきわめて不合理なんだ。しかもこういうことになつておるので、私は先ほど投資的経費を重点配分しておる、これをきめて申し上げましたけれども、これをきめて四十三万メートルあるのに、これに千メートルくらいしか改良できないというふうな形で交付税を見ようと思つた。ここに私は今日の地方交付税が地方の財政調整という意味よりも、むしろある意味では地方財政を困窮させる一つの原因になつていふ、こゝにないかとすら考へるわけですが、これについては私の意見を申し上げます。

ておきますが、さらに、三十九年度は農業と中小企業に重点を置くと言つております。農業行政費は、需要額の増というものは確かに出ております。それを洗つてみますと、標準が四千六百戸の農家と農業従業者数一万二千、こゝに言つております。これは自治体としては相当の農業を持つておるところです。そこにつとめておる人が農業委員会も含めて十六名、去年よりも四名ふやしておる、こういうことで単位費用が出されております。これで三十九年度の所得増計画のひずみを直すのだ、それが重点なんだと言つておる。この農業行政費というものは市町村でやつていけると思ふのですか、お尋ねいたします。

○山本説明員 御指摘のとおり、本年度の市町村分の農業行政費におきましては、従来に比べて大幅な伸びを見込んでおられて、職員数は正等によりまして約四十七億、投資的経費の充実によりまして約十四億円の基準財政需要額の増加を見込んでおるわけでございます。個々の市町村というところ、商業中心のところ、いろいろあると思いますが、御承知のように交付税の単位費用の計算では、それぞれの項目についてそれぞれの標準をとりまして計算をするというふうなこともございまして、あるいはいまの農業委員会職員というふうな点になつてまいりますと、国庫負担金制度との関係もございまして、確かに完全には合つておるといふところまではいかないかと思ひますが、相当程度の改善

ははかつたというぐあいに考えております。

○細谷委員 四十七億円ふえておるのですから、改善をはかったということでは否定できないと思いますが、政府の重点なんですよ。革命的ということばを總理大臣は使っておるんですが、革新も革命もあり変わらないでしょ。ところが内容を見てみますと、四千六百の農家、一万二千の従業者がおるのに、農業委員会も含めて十六名の職員だ、そうして農家台帳もつくりなさい、その経費は三千三百万円だという形で一体政府の重点というものが重点としてやっていたら、農業構造改善事業では今度は四百団体が事業に入るんですよ。四百団体が新しく計画をするんですよ。そういうのが農林省から出ておる三十九年度にやろうとする事業なんです。それなのにこういう交付税の計算のしかたというのは、実際の重点がどこにあるのかというその政府の方針のよしあしは別として、政府の方針に沿っておらないじゃないですか。

○柴田政府委員 先ほどの御質問もあわせてお答えいたしますが、道路費については、府県、市町村を合わせて、単独事業費八千億をもつて新道路五カ年計画というものを重点にしていたわけでありまして、その結果、延長分それから面積分両方合わせて計算するとこういうことになる。そういう意味では、先生おっしゃる通りに逆算かもしませんが、考え方をいたしました。私は、私どもは前に申したことがあるかもしれませんが、地方の道路の単独事業費というのは八千億でも少ない。何しろ国道、府県道以外の市町村道が

圧倒的に多いわけでありまして、その整備に多いことを考えますと、八千億の単独事業費では非常に少な過ぎるから、今日に私は考えております。しかしながら、今日の国、地方を通ずる財政というものの上に立つて、八千億の単独事業費というものを五カ年間で消費化するのだということになってまいりますと、こういうことになってくる。したがって個々の市町村の立場に立つて考えますならば、お話のようにいろいろ問題があるかと思いますが、今日の立てました財政計画というもののから考へる姿というものはこういう姿であるというところでございまして。しかし私どもとしては満足しております。また農業行政費の問題につきましても御指摘がございましたが、今日の市町村の農業行政につきましても問題はござい

ます。それは御承知のように今日の農業行政のあり方というものは、国から府県にまわって、府県から各種の組合に、市町村は素通りだ、と言うと語弊がありますが、そう言う市町村のほうが多いわけでありまして。したがって、経費を拾ってまいりますと、市町村の農業行政の行政経費というものは、いわば費用負担団体のような形になっている。それは法律上、行政制度上は、当然に負担しなくていい経費でありまして、実際に負担せざるを得ない、そういう経費が市町村にたくさんございまして。先生御存じのとおり、私も体験したことがございまして、私も、そういうゆがんだ形になっておる。これを直しません、実は市町村の農業関係の行政経費というものはうまくついていけないわけでありまして。交付税はやるべき仕事について、そのと

きの相対的な意味ではございましてけれども、あるべき姿というものを計算すると、どうもこのところからいいますと、どうもこのところからいいますと、かなり非常にやりにくい。農業構造改善事業のための費用は、市町村よりか県のほうについている。そこには御不満もあらうかと思いますが、これは御現実とはズレがあると思ひますけれども、しかし今日の農業行政のあり方からいってやむを得ない。そのやむを得ないところで拾えるだけのものは拾え、こういう形で市町村の農業行政というものを充実する、こういう方針をやったのでございまして。結果的には一線の市町村の姿から見れば、非常に実態に合っていない形が出てまいっております。これは、私は百も承知しております。これを直しますには、単に単位費用だけじゃなくて、農業行政の仕組みから変えていかなければならないというふう

に考えております。

○細谷委員 私は交付税の問題でこの問題を取り上げたのですけれども、おっしゃる通りに農業行政の仕組みというところが根本的に問題でしょう。せんだって私はある地方に行きました。ところが農業土木の災害国庫補助が三分の二、六五%ありますが、残りの三分五分は県も市町村も負担してない。農業のその受益者という名において負担しておる。こういう実態なんですね。これは農業が重点だとか、あるいは農業構造改善事業とか、あるいは指導技術員がどういふふう

に指導していくかというところが重要なことです。農業の構造を改善するのである。それなのに、これだけの規模の農業数のあるところに農業委員会も

含めて課長以下十六人、これでは技術員の配置とか農業協同組合を指導するとか、そういうことなどとてもできないことだと思ふのですよ。端的に言いますと、こういうことをいいたくはない。単位費用の計算の基礎に置いておるところに誤解が起るのじゃないか。きわめて実態と違ふ。これだけの農業をやめるには、しかも重点的に進めるとすれば、やはり二十六、七名の技術員を中心とした職員配置がなければならぬ。農業構造改善事業なんか推進できるものじゃないと思う。

○柴田政府委員 今日農業行政の仕組みでは、そういった技術指導につきましても改良普及員が当たったためになつております。したがって、府県の農業行政費につきましても、改良普及員の費用を十分見ておるつもりであります。ただ実際は、細谷委員御指摘のように農業改良普及員だけでは手が回りませんで、市町村がいろいろな形で手伝いをさせられておる。これも私はこの目で見たところでございます。しかししたてまえは、農業改良普及員がやるたてまえになつておる。そのたてまえで交付税は交付されておる。しかしそのたてまえに触れませんが、例えば基準財政需要額というものを充実にしてやりたい、こういう気持ちで実はやつたことでございまして。この中に、ほんとうを言いますと、基準財政需要額という形からいいますと、むしろ残された三分五分の自主財源で支弁するのだというたてまえのもとに持つていっていいものもあるかもしれない。けれども、実際の市町村、特に農村の当面している問題を考えますと、多少そういうものがあつても中に

ぶち込んで、市町村の農業その他を充実さしていきたいと思います。これを行政の仕組みからいいますならば、仕組みそのものを直してもらわないとなかなかできない。これは私は財政課長時代から十年來悩んでいる問題でございまして。

○細谷委員 私が申し上げたいことは、やがてこういう内容がのこらない厚い本になって、自治省財政局編さんというところで出るのである。その内容と計算のしかたというのが、やはり権威あるものでなければいかぬのではないかと、こういうことを強く申し上げておる。内容も不十分なんだ、しかも出てきたものが逆算なら逆算らしくしておけばいいのに、いかにも合理的であるかのごとくやっていると。そういうことじゃいかぬのではないかと、こういうことを特に指摘したいと思ふのです。

○柴田政府委員 地方財政計画につきましても、たてまえに従つて組んでおる。国民年金の事務費というものは、国から全部くることになっておるわけですが、実際にやりますと、きつておりませんが、くることになっておる。農業委員会の経費も、全額国からくることになっておるたてまえで組んでおるわけでございます。したがって現実と合

るかというおしかりももつともでございますが、私も年来、年金の事務費が足りぬ、だからこれをふやしてほしい。農業委員会の経費も足りぬ、これもふやすべきだということを主張しておりますけれども、なかなか実際はうまくいきません。力の及ばざるを嘆くものでございませうけれども、しかしこういうものは一ぺんにできませんので、極力漸進的にでも逐次直していきたいと思っております。なおそれではその負担を實際負担しているのだから、負担しているものを別に見たらどうか、こういう御意見もあらうかと思っておりますけれども、これも私も年来の一つの悩みでございますが、財政計画でいわゆる超過負担というものを処理してしましますと、それではそれでいいじゃないかということになってしまつて、實際のやみこみというものを是正する形にならぬ。そこでそういうようなやり方はやりませうに、やはり本来の筋を追つて、あるべきものがあるものに近づけるという努力を見出してまいつておる次第でございます。

○細谷委員 あるべきものがあるべき姿にする、ひずみを直すのだ、こういうことでありますけれども、私は一つ申し上げて、ぜひそういう方向でやつていただきたいと思つてゐます。残念ながら現況はさかさんなんです。国民年金の例をとりますと、三十六年は実際の事務費の必要の五七％しか国庫からはきていないのです。三十七年度は四二％なんです。三十八年度は三六％しかきていない。局長さんのおっしゃるのとは逆なんです。ひずみが直る方向ではなく、ひずみが広がつていく方向にあるのです。農業委員会も実際の経費のやみこみ三割五分程度しかきていない。法律がそうなつてゐるから、財政計画に織り込むことはできないということだけで、ひずみを直すと言つていますけれども、逆にひずみは広がつていつていけません。しかもそれは財政計画には入れないのだ、法律で定められてゐるのなら法律どおり守るために、自治省はやはりからだを張つていただくなければ、地方団体の代表者としての資格がないのではないかと思つたのです。現にそういうふうにお認めになりますか。

○柴田政府委員 現実はおつしやるのとおりでございます。私ももともと来からからだを張つてきたのであります。が、からだの張り方が足りないのかもしませんが、なお将来ともその方向で努力したいと思つてゐます。

○細谷委員 そういう実態は御承知かと思つてゐますが、からだの張り方が足らぬわけでは、次に前会若干質問いたしましたのですけれども、局長御自慢のあるいは自治省御自慢の清掃費については十分見たと申しますけれども、この点について若干質問してみたいと思つてゐます。今度の清掃費の単位費用等について見てみますと、新しく新設をした、そしてそれについてかなり見たというものでありますけれども、第一にお尋ねしたいことは、この清掃関係の使用料、手数料が単位費用の計算にあつて非常に過大に見込まれておる、こういうことでございませう。端的に申し上げますと、昭和三十一年度は清掃費に対する一般財源の投入率というのが五二％あつたのです。ところが三十九年度の計画

によりまして、一般財源の投入率というものは四六％に下がつておるのです。単位費用は上げてあげましよう、そのかわり使用料を取りなさい、手数料を取りなさい、こういう形になつておりますが、これは一体どういうことなんでしょうか。

○山本説明員 単位費用計算にあたりましての清掃関係の手数料の問題であります。が、昨年度もあるいは三十九年度も、積算にあたりましては考へ方としては同様でございます。ともにごみ処理関係におきましては消費的経費の一割、し尿関係におきましては消費的経費の七割相当額をそれぞれ手数料として徴収するという積算の基礎にいたしております。この割合は昨年度も本年度も変更はいたしておりません。御指摘のように、金額的に手数料分がふえてくる、こういうことになりなすたのは、ごみ、し尿等に算定の内容を大幅に増加せましたけれども、それだけの事業費総量がふえまして、その一定割合という計算をいたしたわけでございます。結果的にさうなつたわけでございます。考へ方といたしましては従来の方を全く踏襲した、かやうに存じておる次第でございます。

○細谷委員 考へ方は従来と同じだと言つて、現実にはこの単位費用の計算の基礎を見ますと、三十八年度においては、じんかい関係においては一般財源の投入率が事業費に対して九二・五％、し尿処理においては五二・五％であつたのです。ところが三十九年度はどうなつたかというところ、じんかい処理においては同じように九二・五％です。変わつておりません。し尿処理においては四六％ということになつてお

ります。使用料も相当上がつております。使用料の総額はし尿処理だけで百二十八億上がつておるわけですね。百二十八億の収入という形で計画されております。実績はもと上がつてゐるのだからこれは当然の見方だ、こう言つておられますけれども、少なくとも単位費用計算にあつては、この問題についてはじんかい処理あるいはし尿処理の使用料、手数料は全廃の方向に持つていくべきだ、それが市町村の福祉対策の非常に重要な柱じゃないかという主張もあると思つてゐます。その主張はもつともだと思つてゐます。しかし一ぺんにかないにしても、少なくとも一般財源の投入率というものを五二％から四六％に下げるといふことは、これは事業の収益化です。これは事業の性格を変えるものだ、こういうふうにお申し上げる以外にないと思つてゐます。少なくとも単位費用を減らすなら、一般財源の投入率というものは五二％——自治省がつくつた類似団体の指数表というものの十萬分の一のあの標準団体を調べて見ますと、ほとんど同じ構造で一般財源の投入率が六二・三％となつてゐるのです。昨年度の単位費用の計算にあつては五二％だった。指数表を見ると六二・三％というものが実績なんです。よ、類似団体の調査会がやつたあれによりますと、そういう点を無視して四六％という収益化の方向をとつたのは一体どういうことですか。どうしても納得できない。

○柴田政府委員 清掃費を充実いたしましたものの、充実にしかたの関係、一種の数字の魔術と申しますか、そういうところから結果的にさういふものになつてきたと思つてございませう。考へ方は従来と一向に変わっておりません。ただ消費的経費の伸びが投資的経費の伸びよりも大きい。それから投資的経費の伸びも相当あるのございませうけれども、この投入のしかたは償却年数に応じて償却費算入という形をとつておりますので、相当伸ばしてゐるつもりでございますけれども、どうしてもこの単位費用の中にあらわれてくる額としては伸び方は少ない。消費的経費はなまのままでございませうから非常に大きくなつてゐる。それに対する一定割合ということになりますと、これは数字の魔術でございますけれども、比率というものはさういふような結果になる。さういふことのしからしむるところだと考へております。決して考へ方の基礎におきまして、さういつたお考えのような基本的な考へ方を否定しておるものではございませう。現在の全市町村の地域を通じてし尿行政をやつて、あるいは清掃行政をやつておるような段階でございませうので、どうしても暫定的に、使用料、手数料というものをある程度とらざるを得ない、さういふことでやつておるのであります。またもう一つは、財源的に限りがございますので、一挙に理想状態まで持つていくわけにいきませうので、経過的にさういふ形をとつてゐる、さういふことでございます。先ほどし尿費をふやしたのと同じさういふことがございませうけれども、私もさういふことは、今回の清掃費の単位費用をつくり、そして単位費用を充実いたしましたことをもつて満足しておるわけではございませう。これは理想状態から言ひますならばまだ半分程度で、将来ともその充実につきましては充実

の方で努力してまいりたい、かように
在っております。

○細谷委員 いまの局長さんのおこ
ばは従来と考えは変わっておらぬとい
うことでございますが、現実にはそう
なっております。一般財源の投入比率は下
がっております。そして使用料に待つ、
こういうことです。お考えが変わって
おらない、基本的態度が変わっておら
ない、だから一般財源の投入率を五
二%にする、単位費用を三百四十五
円にしてあるが、私が計算してみます
と、三百六十円になれば五二%とい
う線を維持できる。類似団体の六二・
三%という一般財源の充当率を見て
も、これは三百四十五円という提案の
単位費用の内容が三百八十円くらいに
なれば落ちつくのです。態度が変
わっておらないならそうする配慮の御
意思はございませんか。

○柴田政府委員 消費的経費の割
り七割なりという態度は変えておらぬ
ということをお願いしたのでございま
す。結果的に細谷委員御指摘のような
逆の結果になってしまったような計算
が出てまいりました。基礎は、先ほど申
し上げましたように、消費的経費の充
実、投資的経費の充実をはかってお
りけれども、消費的経費のほうはなま
に増加が出てくるが、投資的経費のほう
は償却額しか出てこない。そこで実際
決算をつけて出てくる額と単位費用と
はそこに開きがあるわけでございま
す。その開きというものは、一般財源
投入率という形で計算しますと、逆の
結果が出てくる。一種の数字の魔術と
申し上げたのはそういう意味でござい
ます。

○細谷委員 類似団体の指数表を見ま

すと、し尿料金、ごみ取り料金という
ものは相当高いですね。端的に言い
ますと、し尿料金というのはいま私が
申し上げたような団体で三十一円に
なっております。それからごみ取りは
世帯当たり五十円になっているので
す。これは相当大きな負担だろうと思
うのです。本来ならこれは福祉対策で
公共事業以上に住民生活にとっては重
要なものです。単なる受益者負担とい
う形で、使用料だ、手数料だ、そうい
う簡単なものじゃないわけですか。し
かも今日平均しますと、し尿におい
て三十一円、あるいはごみ取りが五十
円、これを大幅に上げなければやっ
ていけないのが、今日の単位費用の計
算内容なんです。したがって、現実
に一般財源の投入率が減って使用料に待
つという形をとっているわけでありま
すから、単位費用三百四十五円とい
うのは不適当だ。いま言った線でお改
めになったほうがよろしいのではない
か、こういうふうに思いますが、交付
税課長さん、どうですか。

○山本説明員 手数料の額の点でござ
います。先ほど申し上げましたよう
に、ごみ処理は消費的経費の割でござ
います。実際の各団体でやっております
ます実態を見ましても、ごみの場合は
とっている団体が比較的少なく、
とっていない団体が比較的多い。飲食店等、
大口なところからはとっております。
そういう点からこれらを勘案しまし
て、一割といえますと、ほぼ大口に相
当するとも考えられますので、そうい
うとり方にいたしておるわけでありま
す。ただ、し尿関係におきましては、
大部分の団体が手数料を徴収いたして
おります。これを全然とっていない団

体はごくまれな状況でございます。こ
の実態も勘案をいたしまして、過去の
実績の率等を考えまして、消費的経費
の七割というところに限定いたして計
算をいたしたものでございます。これ
で、し尿、ごみ合わせて総平均を出し
てみますと、約一人年間二百六、七十
円の金額を見込んだかっこうになる。
したがって、一月当たり二十二、
三円の額のもので現在この交付税上見
込んだ単価になるというような程度
じゃないだろうか、かように存じてお
ります。

それからし尿の場合等は、やはり収
集処理人口の増加というようなものも
考慮いたしておるわけでありま
す。それらの点等も合わせまして、今回基本
的には、消費的経費の割及び七割と
いう考え方は従来と変えておりませ
んので、御了承願いたいと思ひます。

○細谷委員 次に、この単位費用を新
しく設定したけれども、なお問題点が
あるというのは、環境衛生対策費がこ
の財政計画の中に出ております。この
地方負担というのを洗ってみますと、
百四十四億円となっております。この
計算の内容を見ますと、これはまたき
わめて実態に合わない内容であります
けれども、きょうは私は申し上げませ
ん。ところが、その百四十四億という
地方負担が起るのに対して、重点
だ、重点だとおっしゃっておりますけ
れども、これに対する投資的経費の分
の需要増というのはどういうことかと
いいますと、きわめて少ないのです。
四十八億円程度です。そういたします
と、私が申し上げたように、大体にお
いていままでの過去の投資的経費の
ペースというのは一般財源が、国の交

付税で見られたものの二〇%くらい
だ、こう見ておられますけれども、それ
以下なんです。三分の一にしかなら
ないのです。投資的経費の単位費用の
織り込み方もきわめて不十分だとい
うことが言えますが、この点はいかが
ですか。

○柴田政府委員 清掃関係の事業の国
庫補助事業を除きましたあとの残りを
全部交付税で見るというたてまえには
実はなっていないのでありまして、こ
の間に借金である地方債がまぎれ込
んでいるわけでございます。地方債計画で
は、在来に比べて倍増、従来の五
十五億を九十三億にふやしております。
先ほどおっしゃいましたこの差額
というものは、地方債である程度なら
される。しかし実はそのほかに地方
債の運用におきましては、単独事業の
中で必要なものにつきましては地方債
で見えていくということも考えておりま
すし、また財政計画の中では、いわゆ
る国庫補助負担金を伴わない事業の中
にもそういう経費を包括的に織り込ん
でまいるわけでありま
す。理想から言
いますれば十分じゃない。しかし従来
の何から言いますならば、相当努力を
した、そういうことを申し上げてお
るわけでありま
す。

○細谷委員 それは私否定しておるわ
けではないのです。私が申し上げてお
りますのは、この清掃関係の単位費用
の織り込み方が三分の一程度しか見ら
れておらぬ。ところが先ほど申し上げ
たように、三十七年くらいまでの交付
税の決算というのを見ても、需要額に
対する一般財源の投入額とい
うのは、大体一対二の比率だが、この
場合は一対三になっておる。見方が足

らぬじゃないか。しかもこういう問題
について重点を置きます、配分はやは
り市町村の方向に逐次ひずみを直す方
向で努力をしますとおっしゃっている
基本的態度からいっても、従来の線ま
でいつておらぬじゃないか。少なくと
も一対二になるくらいに見るの、先
ほど来るる申し上げたような自治省の
態度ではないか、何もかも見ろと申し
上げておるわけではありせん。従来
の平均、それを改めようとしておるの
ですから、ひずみのあったときくらい
のレベルまで見てもいいのではないか
ということを私は申し上げておるの
です。

○柴田政府委員 在来の経費というも
のには実は問題があるかと思うので
ございませ。それは、在来は地方債の見
方も少ない。単位費用の見方も少な
い。それやこれやの不足分を、それ
こそ住民税の超過課税を認めて、そう
いった一般財源を運んできた。それが
計算上御指摘のような姿になってお
るかもしれない。私も、それはそう
といたしまして、計画上も必要なもの
は直し、それから単位費用につきまし
ても、必要なものは可及的に、でき
るだけ多くするように、充実をするよ
うな方向で直す、こういうことをやっ
てきたわけでありま
すから、在来のも
のをそのまま尊重していくということに
つきましては、在来のもので計数とい
うものが、なぜそうなっているかとい
うことを洗ってみる必要がある。した
がって、それをやりま
せんと、無条件
に御指摘のような説に御賛成するわけ
には実はいかないのでござい
ますが、それはそれといたしまして、相当充実
をしてきたということを申し上げてお

るわけでございます。

○細谷委員 充実をしなければ、不十分だということをお認めいただけませんか。

○柴田政府委員 この種の経費のあるべき姿、理想状態からいえば、決して十分ではございません。将来とも努力すべきものと考えております。

○細谷委員 もう一点お尋ねしたいのですけれども、この前にもちょっとお尋ねしたのですが、その収集計画、こういうものからいって、この人員では厚生省が要求された数字——これも御承知かと思いますが、厚生省が予算要求された数字とは相当人員の配置が隔たっております。端的に言いますと、じんかいにおいては厚生省が要求したのは五十二、交付税の配置数三十八、それから尿処理におきましては、厚生省の要求は七十五、交付税の配置数というものは三十四です。ところでここに問題であるのが第一点。

第二点は、前年度と比べますと、じんかいにおいて六名程度の増、これも努力した点は認めます。尿処理においては五名増、これも昨年より増を見ているのですから、これは認めます。ところがこれだけの差があるというところは事実です。しかも計画は前会申し上げたような苛酷に近い、不可能に近い過小人員だ、その上に尿処理の場合には九名の日給八百五十円の人を二百九十日と見ていますのですね。じんかいのほうではそういう人夫賃はないのです。ところが尿のほうには九名あります。去年は七百五十円、今年八百五十円しか二百九十日しか見ておられぬ。尿というのは、これは大みそかまで働くんですよ。どんなにしても二百九

十日ということでは、この仕事はできっこないのです。しかも地方公務員法からいって、だんだんなれてくる一年間、もう人夫として使ったらどうなりますか。どうして一体こういう九名という人夫賃で計上したのか、こういう計上をされるので地方団体はたいへんなことになるわけです。御所見を承りたい。

○山本説明員 ただいまの点でござい。御指摘になりましたような数字が厚生省からわれわれのほうに出されたことも事実で、そのとおりであります。手続もそのように伺っておりますが、それぞれ尿にいたしましてはごみにいたしまして、収集の対象人口あるいはごみの排出量、まあ尿の場合には一人当たりの排出量はどこでもほぼ全部同じでござい。それらのものの総量を計算いたしまして、また自動車一台に何人人間が要るかまたその自動車を一台でどこまで集めるか、あるいは尿の場合に一日何戸回れるかというようなことを計算いたしまして、それぞれの標準団体におきまして必要台数、それから必要人数というものの積算をいたしましていただいております。この点は市長会を中心としたしした清掃関係の研究等もございまして、そこにおきましてやはり実態を知った実地の人たちもまじえて詳しい検討をいたしたわけでござい。それがらにおきましては今回単位費用の積算に使用した基礎と同じような作業能率といえますか、作業能力といふもので可能なんではないかという点から、結論もはば出たようなところもござい。それをごら

といたしましても採用したというようなことになっております。ただ人口十万人の標準都市と申ししても、処理対象人口をどういうぐあいにみるか、特掃区域をどういうぐあいにみるか、またごみで言えばごみの多い地区をどの程度に見るか、少ない地区をどの程度に見るか、あるいは自家処理のできるものをどの程度に見るか、こういうような点におきましてはいろいろ将来の計画というものと現実の姿というものと間にニュアンス、程度の差がござい。それで厚生省の要求等も、基礎はどういうぐあいに存じませんけれども、やはりそういうような程度の見方は差があるのではないかと、いうようにも存ぜられるわけでござい。また、交付税の算定にあたりましては、標準団体は人口十万人で、特掃地域が六万七千何がしというところでそれぞれ計算をいたしておるわけでござい。したが、例の標準補正の種地によりまして、種地が高くなれば、すなわち都市化すれば程度は上がるというところで係数で引き上げていっているわけでござい。この係数の引き上げは、最終的にはこれから検討するわけでござい。従来からの考え方等を基礎にいたして需要の計算の見込みというところでやっております。尿にいたして種地が上がりまして、尿にいたしてごみにいたしまして、三十人ないし三十八人という人数はそれぞれ上がっている。たとえば十種地であればごみの場合は三十八であるが、同じ十万人の都市でも十四種地の場合であれば四十七人になるというよう

なこと、計数上の標準補正計数のきめ方というものによっても差が出てくるわけでござい。そういうような点もござい。必ずしも厚生省の数字と見かけほどに今回の単位費用の積算基礎が離れている、こういうことではないのではありませんか、われわれとしてはある程度収集能力といったようなものも基礎に置きまして、対象から割り出して積算をしたというような考え方を持っているわけでござい。また、それから人夫の問題でござい。御指摘のとおり、なるべく人夫というようなのは、公務員法の関係からいいますと減らしていくべきだといふことでござい。われわれといたしましてはなるべくそういう方向に持っていきたいというところで、御指摘のとおりじんかいの場合にはなくすという程度まで持っていくたわけでござい。尿の場合には、やはり総量等の関係からいいますと、多少残してしまったというようなこと

でござい。なお、二百九十日という日には、自動車一台の年間の稼働日数を二百九十という基礎に置いておりますので、それに一応合わせたいというようなこと

○細谷委員 自動車の日数に合わせて二百九十日というところで作業をやっておりますが、お尋ねしたい点は、人夫と、しかもその人夫九名というのは三十四という交付税配置定数のワク内の数字なんです。これは自治省が何かあると人件費、人件費、人間が多い、人間が多いと必ず言います。しかし交付

税で定数として認めたわけですから、この九名は定数内人夫ですね。二十二条職員ですか、十七条職員ですか、これはすぐ出てきます。すぐ地方団体の負担にはね返ってきます。定数を三十四と示してそのうちの人夫九名というのは、これは定数内職員ですよ。そういう前提なければ人夫は雇えません。どういうふうにお考えですか。

○山本説明員 日々雇用と考えております。ただこれは財源的にこういう計算をいたしております。実態からいいますと全員が全員、こういう作業に従事するものは、現実の状況におきましては、全部が正規職員ではないという点から考えまして、一応漸進的に減らしていくというところで、財源的にどういうふうにかつこうにしたいというところでござい。

○細谷委員 人夫賃というのは、あるいは臨時で、日給の人夫はみな日々雇用なんです。地方公務員法では、日々雇用の人だつて六カ月しか雇えないわけですね。あらためて雇用場合には六カ月雇えますけれども、それ以上繰り返してはならないのです。しかもこれは自治省が認めた三十四という定数なんです。明らかに交付税でみた定数、厚生省が要求したのは七十五です。それを交付税で三十四という。交付税でみたら明らかに定数です。そうやってまいりますと、日々雇用なんというところでばかの一つ覚えのようにやっているわけにはいきません。身分の問題がすぐ出てきます。十七条なのか、二十

三条の職員なのかはつきりしなければ、これは人夫として使えません。こういうことなので地方団体がしりをかぶるのです。そうして何かいうと、こ

れもまたことばは適切じゃありませんけれども、多過ぎる、給与費が多過ぎるということ、自治省はおっしゃいますけれども、こういうのはつきりとした交付税の中で定数を認めておきながら、こういうあやふやな、どつちかわからぬような職員の身分ということでは地方団体は大迷惑なんです。はつきりしていただかなければなりません。しかもじんかいはほうはつきりして、こういうことになるのか。これも単位費用ができて逆算でこうなつたのですか。

○柴田政府委員 在来からそういったやり方をしてきたものを、逐次整理をするという方向で単位費用の組みかえをしてきたわけでございまして、したがって清掃関係のものにつきましてはこの際きれいにさっぱりしてしまつた。先ほど申し上げておりますように、し尿関係のほうでは財源関係もあつて、残念ながら一部残つてしまつた、こういうことでございます。

○細谷委員 これはやはり地方団体を指導する立場にあつて、しかもその九名というのは定数を認めておいて、そのうして二十二条なのか、十七条なのかわからぬということではこれは済まされません。これは地方に必ず逆感があつてくるわけですから、じんかいはほうで踏み切つたのですから、し尿の場合にも、九名ですからぜひ踏み切つていただいて、きちんとしていただきますと、これは雇用でございせん。せっかく新設されたこの自治省の清掃関係の充実の意図は、この面でもたいへんな障害に当たります。ぜひこの点は改めていただきたいと思ひます。

が、いかがですか。

○柴田政府委員 定数ということばに問題があるのですけれども、交付税の総人数は何ぼだということに、こういう形、これだけのものを予想しておるという意味の定数で実はございまして、しかしこの姿がいかといへば、それはおっしゃるとおりわれわれはいいと思つておられます。しかしおっしゃいますように、また先ほど来御説明申し上げておりますように、何分にも金が十二分にはないというようなことから、残念ながら十二名あつたものを九名に減らすのがやつとであつた、こういうことであります。しかし将来は御指摘のようにそういうようなことをいづまでもおいておいて、地方団体に不必要な苦勞をかけるということとはいたしません。将来はきれいな形にしていきたいと思ひます。

○細谷委員 この点は、市町村長としては、将来の問題としては、三十九年度やつていけないと思ふのです。やはり地方公務員法上のきちんとした身分をつけていただかなければ、自治省が、地方団体であつてまた紛争の種になるようなことは、やはりやらないようにしていただかなければいかぬと思ふのです。それは労働者やその他なら別のことであります。別なところと使用のほうは申しわけないが、少なくとも自治省の発案でこういう踏み切り方をした以上は、きちんとした形でやつていただかなければならぬと思ひます。そういうふうな御意見を正をしていただきたいと思ひます。

時間もありませんので、最後にお尋ねしたい点は国民健康保険に関連する問題でございます。三十八年度の決算額はわかつておりませんけれども、三十七年度の決算状況を見ますと、相当多くの金、六十一億程度の金が繰り入れられておると思ふのであります。三十八年度と三十九年度はますます悪化しつつある国民健康保険財政でございまして、もつと多くの繰り入れをいただきますなければならぬ事態にきておると思ふのです。この辺のお見通しはいかがですか。

○柴田政府委員 国民健康保険の問題につきましては、御指摘のように、実は私も非常に心配をいたしております。決算面からなると、三十七年度決算では繰り入れ金は事業勘定で五十四億七千五百万円、それから直診勘定で六億五千二百万円、両方合わせますと、大体六十億ぐらいの繰り入れ金になります。この傾向が三十八年度にどうなるかということでございます。私が、私も細谷委員と同じように、さらに若干ふえるのではないだろうかというふうなことは若干心配をいたしております。ただこのふえ方でございますけれども、比較的町村のほうは少のうございまして、大都市が非常に困つておる、こういう傾向があらわれてまいっております。

○細谷委員 私も、三十九年度にはかなり大幅にふえるのではないかと、こういうふうな想像をいたしております。これについて自治省としては、これはたいへんなね返りが一般会計に起こつてくるわけですが、どういう対策を講じようとしておられるのか、これは交付税では見ておられぬ、こういう現況でありまして、どういう対策を講じようとしておられるのか、あわせてこれも、また先ほど来申し上げたように、事務費負担

とか保健婦補助とかなんとかいうものもまた国が見るとかあるいは国は三分の一を見るのかということになっておりますけれども、実際はその半分程度しか見ておられぬ、こういう現況でございまして、こういう実態で、しかも一方で給付の内容を改善するのだというところが進められようとしております。裏づけというものが、これについてどういふふうにお考えか、重要な問題になつてきつたのでありますのでお尋ねいたします。

○柴田政府委員 今日の国民健康保険の問題につきましては、その考え方の基礎は補てん事業だという形をとつておりますので、特別会計に切り離して、いわば調整機能を持つべき交付税の機能は、調整交付金に肩がわりをしていけるという形でございます。その結果が、御指摘のようにいろいろこういう非常に大きな繰り入れ金を入れたければやつていけない、こういう事情になつておるわけでございます。根本的にこの問題を片づけますためには、今日の国民健康保険の実態からいいますと、しかも国民健康保険を年々減税していくのだといったような傾向にあることから考えますならば、やはり国民健康保険事業というものを社会保険事業だという考え方に切り切らずに、やはり社会保険的な考え方というものを入れていただかなければならぬのではないかと、私も実はさう考へておるわけであります。そういう意味合いから根本的な問題をもう討議すべき時期ではなからうかということ、基本的な方向の検討を厚生省にもお話をし、検討していただくようお願いをしております。私も、私どもも財政的観点からこの

問題に取つ組みたいと実は考へておるわけでございますが、当面の問題といつたしましてはやはり国庫補助、国庫負担金の程度、それからそのひずみを直していくという問題、調整交付金の配分にあつてその配分がどういふ形になつておるかということをしさいに検討して悪いところは直してもらつて、こういう態度でいかざるを得ないのではないか。そういうような検討を加えますか。また、やはり根本的問題についてはつきりした姿をとつて、根本的にこの辺で立て直しをはからなければならぬだろうというふうなことは考へておるわけでございます。

補助、負担金等の合理化につきましては、私も、私もやかましくお願いを申し上げまして、ほんのわずかとおっしゃるかも知れませんが、逐年多少直つてきておる。もちろん実情からいへばはなだ十分ではない。しかし実態はどうかと申しますと、実際につきましてはたとえば大都市の場合などを考えますならば、国民健康保険の事務費の負担金等につきましては、実際の経費と比べますと非常に開きがございまして、しかもまた片一方には大都市におきましては特に給与が非常に高いという問題もあるわけでありまして、その辺を勘案いたしますと、もちろん足りませんけれども、そう実態の比較で見ても足りると思ふところまでいっていただかぬ。しかしもちろん足りません。また給付につきましてもいろいろ専門的な問題があるようでありまして、これらにつきましてもなお実態を精査いたしまして必要な措置を厚生省にお願ひする、こういう態度で進みたいと考へております。

問題に取つ組みたいと実は考へておるわけでございますが、当面の問題といつたしましてはやはり国庫補助、国庫負担金の程度、それからそのひずみを直していくという問題、調整交付金の配分にあつてその配分がどういふ形になつておるかということをしさいに検討して悪いところは直してもらつて、こういう態度でいかざるを得ないのではないか。そういうような検討を加えますか。また、やはり根本的問題についてはつきりした姿をとつて、根本的にこの辺で立て直しをはからなければならぬだろうというふうなことは考へておるわけでございます。

○森田委員長 華山親義君。
○華山委員 ちょっと資料をお願いしたい。

昭和二十九年を基準にいたしまして国債の発行高も残高を、総額と指数を示していただきたい。

次に地方債につきましてその総額の残高と発行高、その指数を見せていただきたい。この地方債につきまして、一般行政費とそれから公営企業の別にいたしまして資料をいただきたいと思ひます。なお、こまかな点はいまそこでお願ひいたします。

この問題につきましては議事になれませんので、間違つておりましてお願いをいたしましたのでありますが、しばしばそれは大蔵省の問題であるとか言つて、私は大蔵大臣にどこかに行つて聞かなければならぬということにも相なりますので、この点、国債と地方債との関係についてお聞きいたしますので、私のお聞きいたします際には、国の立場で御答弁のできるようにひとつお願いいたします。

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

